

(続紙 1)

京都大学	博士 (教育学)	氏名	奥村 好美
論文題目	現代オランダにおける学校評価の展開と模索		
<p>(論文内容の要旨)</p> <p>オランダにおける学校評価は、オランダの国是とされる「教育の自由」(学校設立の自由、各学校の教育理念の自由、各学校におけるカリキュラムの自由、)のもとで、公立、私立を問わず、それぞれの学校に多くの裁量を認めながら、かつ教育の質の水準を保証しようとしている。本論文では、オランダの学校評価をめぐる競争主義や成果主義を強めようとする昨今の国際的な政策動向の中で、いかなる議論を生んでいるのかという課題を解明しようとしている。とりわけ、オランダにおける2002年の「教育監督法」から2012年改訂の「教育監督法」の転換に焦点を合わせつつ、学校評価の基軸である「自己評価」のあり方に着眼する教育方法学的アプローチが採られている。そこでの論点は、学校の内部評価と外部評価の関係はいかに位置付けられるのか、学校評価はいかなる教育の質を規準とするのか、学校評価の目的として、教育活動の改善とアカウンタビリティのどちらを志向するのかの三点にあることを析出している。</p> <p>以上を踏まえて本論文は二部構成をとっている。第Ⅰ部では、1980年代から2000年代半ばまでの学校評価の政策的展開を整理するとともに、そこで行われた議論や実施された学校評価の特質を明らかにしている。続く、第Ⅱ部では、2012年改訂の「教育監督法」の導火線となった2010年に制定された「良い教育良いガバナンス法(Wet goed onderwijs goed bestuur)」を機にオランダの学校評価がどのように転換したのか、そこで生じた議論を明らかにし、考察している。さらに、こうした転換に対する批判を明らかにするとともに、批判を乗り越え得る学校評価の在り方を探ることを目指している。</p> <p>まず、2002年の「教育監督法」の意義として、学校が評価主体となり、自らの特色などを視野に入れて教育の質を評価し、改善していく点が指摘されている。外部評価である教育監査は、学校が「自己評価」を含め、体系的に質の管理をできているかを監査するという役割(たとえば比例重点制など)を担っていると分析し、そこには「教育の自由」への配慮がみられると肯定的に評価している。次に、この2002年の「教育監督法」に向けて学校の「自己評価」を支援するために取り組まれたZEBO(— Zelfevaluatie Basisonderwijs<初等教育の自己評価>の意)。以下、ZEBO)プロジェクトと学校評価のツールとして最もシェアが高いツールであるWMK(— Werken Met Kwaliteitskaarten<質のカードとともに働く>の意。以下、WMK)を詳細に分析して、前者は、校長と教員、教員と子どもといった立場の異なる者による二重チェックという方策を用いつつ学校内の意見の相違を議論の俎上に載せることによって、教育監査の評価指標を相対化する方途がみられるとその意義が強調されているものの、後者は、教育監査の評価指標を中心とした構成であり、その結果は平均点として産出されることから、教育実践の自由が拘束され得るとその問題性を分析している。</p> <p>このような2002年の「教育監督法」の意義を転換させたものとして、「応答的規制(Responsive Regulation)」を基礎とする「教育ガバナンス」という政策プログラムが2012年改訂の「教育監督法」に繋がったと分析している。そこでは、子どもの学習達成度を「遵守」することが求められ(悪いと判定されれば、「サポート」ではなく「制裁」が加えられる)、学校理事会や内部監督者の役割が強化されることになる。</p>			

この子どもの学習達成度を測定する中央最終試験の前身とされる Cito (—Centraal Instituut voor Toetsontwikkeling (<テスト開発中央機関の意>。以下 Cito) テストを分析して、そこには「現実的な数学教育(Realistic Mathematics Education)」の影響があるものの、Cito テスト自体は多肢選択式問題であり、「現実的な数学教育」が本来目指していた子どもたちが自分のレベルで数学に取り組み、他者との相互作用で数学を学ぶという利点が尊重されなくなると指摘している。このようなオランダにおける「教育の自由」の後退状況に対して批判的なスタンスに立つ、イエナ・プランやシュタイナー学校から構成されているオルタナティブ教育連盟 (—**Samenwerkingsverband van Organisaties voor Onderwijsvernieuwing.**,以下 SOVO) の主張とその代表格であるオランダダルトン協会(—**Nederlandse Dalton Vereniging.**, 以下 NDV)が実施している訪問視察と相互評価的なシステムを考察して、各学校の裁量を認める「教育の自由」を堅持して、教育の質を保証するためには、次の三点が重要であると結論付けている。まず一点目として、教育プロセスや教育成果であっても、特定の側面のみ照射して、質の保証をめざす場合には副次的弊害が生じやすいということ。二点目として、学校の自律性や多様性を尊重する学校評価の核心は、学校自らが実施する質の自主管理にあるということ。最後に、各学校に適した自己評価のシステム (たとえば NDV の訪問視察と相互評価のシステム) を構築することが重要であること。以上である。

(論文審査の結果の要旨)

オランダにおいては、「教育の自由」((学校設立の自由、各学校の教育理念の自由、各学校におけるカリキュラムの自由、公立、私立との財政平等の原則)が、19世紀以来の保護者による自由な宗教的私学教育の要求に淵源を持ち、今日では法的に保障されているものである。本研究は、1980年代から台頭してくる市場原理を軸とする成果主義、競争主義という国際的な政策動向の中で、「教育の自由」を堅持しつつ、一定水準以上の質をいかに保証しようとしているのかに論点を据え、オランダにおける学校評価の展開と模索を考察したものである。とりわけ、2002年の「教育監督法」から2012年改訂の「教育監督法」の転換に焦点を合わせて、その時期に浮上した争点を明示している。日本やオランダでの先行研究ではマクロな政策的なアプローチが中心であるのに対して、本研究では教育方法学的アプローチを採り、学校評価という具体層において採用されている「自己評価」の実際を詳細に分析することによって、その展開と模索の様相をダイナミックに考察することに成功している。そのことを可能とするために、本研究ではオランダにおける自己評価ツールを開発した責任者へのインタビューや学校評価の実践校(とくに今後の展望を示すオルタナティブ教育連盟の学校)の訪問視察を複数回にわたって行っている。また、本論文を構成している各章の論文は、すべて査読論文が基礎になっており、その研究水準の高さが当該学会においても証明されているところである。さらに、教育のグローバル化により、オランダと同じく市場原理を軸とする成果主義、競争主義が浸透しつつある日本において、学校の自律的なマネジメント能力が必要とされており、本論文が示唆する意義は大きいと考えられる。

このように考察されるオランダにおける学校評価のあり方に関する知見から、とりわけ重要と考えられる点を以下三点にまとめておきたい。

まず、学校評価にあたって使用される自己評価ツールとして開発された **ZEBO** と **WMK** に対して詳細な考察を加えて、その自己評価ツールに示される評価指標が学校において問い直される契機が含まれているかどうか重要な分岐点であることを指摘している点である。

次に学習達成度を測定する中央最終試験の前身とされる Cito テストの数学問題をその構成原理に遡って検討し、フロイデンタール(Freudenthal,H)が創発し、PISA にも影響を与えた「現実的な数学教育(Realistic Mathematics Education)」との関連性があるものの、Cito テスト自体は多肢選択式問題であり、それが「制裁」を伴う全国テストとして実施される場合には、その「現実的な数学教育」が持つ優位性が形骸化される危惧があるという、評価の「結果妥当性」を指摘している点である。

最後に、オランダにおける学校評価の展望を求めて、オランダダルトン協会(Nederlandse Dalton Vereniging;)が実施している「訪問視察」と「相互評価的なシステム」を検討して、学校の自律性や多様性を尊重する学校評価の核心は、学校自らが実施する質の自主管理にあると考察している点である。

なお、本論文については、なお検討すべき課題も指摘された。例えば、学校における質の自主管理の信頼性や客観性がどのように担保されているのか、自己評価ツールとして開発された **ZEBO** や **WMK** が、オランダにおける学校経営上でいかに運用されているのかについて質問があり、中央最終試験が実施される2014年度以降のオランダにおける教育状況の変化をさらに検討すべきことが指摘された。

このように、本論文は、今後の課題を残すものの、それらは本論文の学問的意義を損なうものではない。口頭試問では、これらの課題についての的確な応答が行われ、本人も今後の研究課題としてさらなる研究に邁進する決意を示している。

よって、本論文は博士（教育学）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成 27 年 2 月 24 日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第 14 条第 2 項に該当するものと判断し、公表に際しては、(期間未定) 当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： _____ 年 _____ 月 _____ 日以降